

(議決事項 )

平成23年6月28日

## 例規の改正について

平成22年11月26日に成立した「放送法等の一部を改正する法律」(同年12月3日公布)により、放送法の条文番号や用語の定義が変更されることに伴い、下記の例規について、放送法の改正を反映させる字句修正を行うこととしたい。については、下記の定款の規定により、経営委員会の議決を得たい。

改正の期日は、平成23年6月30日とする。

### 記

1. 業務委託基準 (例規コード (以下同) : 046)  
=定款第13条第1項第1号セの規定による議決事項
2. 外国人向け委託協会国際放送業務の委託に関する基準 (048)  
=定款第13条第1項第1号セの規定による議決事項
3. 国際番組基準 (416)  
=定款第13条第1項第1号クの規定による議決事項
4. 日本放送協会がテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うにあたり一般放送事業者の協力を求める基準および方法 (427)  
=定款第13条第1項第1号ソの規定による議決事項
5. 外国放送事業者および外国有線放送事業者並びにそれらの団体との協力に関する基本事項 =定款第13条第1項第1号トの規定による議決事項
6. 会長、副会長および理事の退職金支給基準 (400)  
=定款第13条第1項第1号タの規定による議決事項
7. 職員の給与等の支給の基準 (405)  
=定款第13条第1項第1号タの規定による議決事項
8. 会長、副会長および理事の服務に関する準則 (435)  
=定款第13条第1項第1号タの規定による議決事項
9. 職員の服務に関する準則 (440)  
=定款第13条第1項第1号タの規定による議決事項